

## 松浦市安全・安心まちづくり条例

### (目的)

第1条 この条例は、市民生活に危害を及ぼす犯罪を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）について、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、それぞれが一体となって安全・安心まちづくりを推進することにより、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市の区域内において、商業、工業その他の事業を営む者及び市の区域に存する土地若しくは建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。

### (基本理念)

第3条 安全・安心まちづくりは、市、市民及び事業者の自らの地域は自らで守るという連帯意識のもとに、それぞれの役割を分担し、自主的又は自発的な地域の安全を確保するための活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）が積極的に推進されるための環境づくりを目的として行わなければならない。

### (市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全に、かつ、安心して生活することができる地域社会を実現するため、国、他の地方公共団体及び警察等関係団体と常に緊密な連携を図りながら、安全・安心まちづくりのための環境整備、広報活動、啓発活動、市民の地域安全まちづくり活動への支援その他必要な施策を実施するものとする。

### (市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自ら生活の安全確保を図り、互いに協

力して地域における安全意識の高揚を図りながら地域安全まちづくり活動を推進するとともに、市が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する土地、建物その他工作物を適正に管理し、その事業活動を行うに当たっては、安全・安心まちづくりのために最善の努力を払うとともに、市が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するものとする。

（要援護者への配慮）

第7条 市は、犯罪被害者となりやすく、特に援護を必要とする幼児、児童、生徒、高齢者及び障害者（以下「要援護者」という。）の安全の確保に配慮するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、地域において要援護者が安全に、かつ、安心して暮らせるよう配慮しなければならない。

（団体への助成等）

第8条 市長は、この条例の目的を達成するために活動する団体に対し、必要な助成を行うことができる。

（補則）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。